退職に伴う各種手続きのご案内(自己都合退職)

下記ご確認いただきまして、不明点等ございましたら各担当へお問い合わせください。

■給与関係■

1. 給料

- ・当社の給与締切り計算は当月1日から当月末日の期間とし毎月25日に支給します。(25日が金融機関休日の場合は前日に支給)
- ・所定外労働時間(残業代)の支給は前月末締を当月分(今月)の給与で行うため、次月分(来月)の給与振込が発生する場合があります。
 - 例) 3/20 付退職の場合・・・3 月分給料は 3/25 に支給、3 月末日締で残業があれば 4 月分として 4/25 に支給となります。
- ・末日退職の場合は、社会保険料 (健康保険料・介護保険料・厚生年金年保険料) 前月と 当月を合わせて当月の給料で控除します。
- ・給料明細は振込時(毎月25日)に源泉徴収票は最終給与の振込時にご自宅へ郵送します。

<給与担当> 人事課 杉本・齊藤 内線 9-20-4752・4753 外線 048-472-1114

2. 賞与

・自己都合退職の場合、賞与の支給はありません。

<給与担当> 人事課 杉本・齊藤 内線 9-20-4753 外線 048-472-1114

3. 退職金(年金または一時金)

- ・入社3年以内の退職については退職金が支給されません。
- ・入社3年以上の退職については、企業年金基金から申請書類をお送りしますので、年金として受けるか、一時金とし受けるか又は年金と一時金を分けて受けるか選択をして頂き、基金宛請求して下さい。
- ・年金の受給要件は、加入期間が15年以上ある場合で、50歳以降退職した場合です。
- ・年金を請求された場合は年6回(偶数月)に分けて指定口座に振込になり、一時金として請求された場合は約1ヵ月後に指定口座に振込になります。

なお、いずれも基金と業務委託契約をしている三菱 UFJ 信託銀行から振込になり『支払通知書』が郵送されます。

<退職金担当> 企業年金基金 菊澤・井上 内線 9-20-4832・4833 外線 048-472-1347

☆ご参考☆ 退職金規定

http://azb2-ptlwb/top1/soumu/regulations/Documents/第1階層/05_05退職金規程/05_05 退職金規程 2016. 10. 1. pdf

■社会保険■

4. 健康保険

以下の表をもとに退職後の保険加入の手続をお願いいたします。

区分	保険加入	内容・手続方法
再就職する方	再就職先の保険へ加入する	再就職先へ申し出ください。
再就職しない方	配偶者の被扶養者となる	配偶者の勤務先へ申し出ください。
	自身で国民健康保険へ加入す	市区町村へ申し出ください。手続き
	る	に必要な証明書を作成しますので
		人事課へご連絡ください。
	任意継続被保険者となる	当社健康保険組合へ申し出くださ
		い。

『任意継続被保険者とは』

退職日以前に2ヶ月以上継続しての被保険者期間がある方は退職後より2年間は当社の健康保険組合に継続加入できる制度です。任意継続被保険者になると、窓口負担は在職中と同じく3割等となり、保険給付も受けることができますが、保険料については、在職中は事業主が負担していた分を含め全額自己負担となるため、ご自身で国民健康保険に加入した際の保険料と比べ高額となる場合もございます。詳しくは、市区町村、及び当社健康保険組合へお問い合わせください。

任意継続被保険者となることを希望される方は、ご意志が決定次第お早めにご連絡ください。(その場合は資格喪失日から 20 日以内に当社健康保険組合へ加入手続きを済ませる必要があります)

※2 年経過後は、『国民健康保険』に加入となります。

任意継続申請の場合

↓サンケン電気健保リンク

http://www.sanken-kenpo.or.jp/shiori/taishoku/nini.html

<任意継続の担当>サンケン電気健康保険組合 那須 内線 9-20-4836 外線 048-472-1354

↓国保リンク

http://www.saikokuhoren.or.jp/pages/04.html

<健康保険担当> 人事課 峯岸 内線 9-20-4752 外線 048-472-1114

5. 厚生年金

在職中は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の第2号被保険者(サラリーマン)でしたが、退職に伴い種別が変更となる場合があります。以下の表をもとに退職後の保険加入の手続をお願いいたします。

区分	保険加入	内容・手続方法
再就職する方	再就職先の保険へ加入する	再就職先へ申し出ください。
再就職しない方	配偶者の被扶養者となる (第3号被保険者)	配偶者の勤務先へ申し出ください。
	自身で国民年金保険へ加入する	市区町村へ申し出ください。手続きに必要な証明書を作成しますので
	(第1号被保険者)	人事課へご連絡ください。

- ・未届の場合、年金の加入期間が途切れ、給付を受けられなくなる場合があります。
- ・年金手帳は退職手続きの日にお渡しいたします。

<厚生年金担当> 人事課 峯岸 内線 9-20-4752 外線 048-472-1114

6. 雇用保険

・雇用保険の基本手当(失業給付)の受給を希望される方は、人事課へご連絡ください。 就職先が決まっている方は不要です。

失業給付を受けられる資格は以下のとおりです。

- ① 退職日前の2年間に被保険者期間が通算して12ヶ月以上あること。
- ② 本人に再就職しようという意思と働く能力があること。

該当する方は現住所地を管轄している職業安定所(ハローワーク)へ届出てください。 届出に必要な書類は退職後2週間程度で郵送いたします。(郵便事情等により遅れることがありますのでご了承ください)

- ・再就職先が決まっている方は、雇用保険被保険者証を新しい勤務先へ提出してください。
- ・雇用保険被保険者証は退職手続きの日にお渡しいたします。

<雇用保険担当> 人事課 峯岸 内線 9-20-4752 外線 048-472-1114

※ご参考 朝霞公共職業安定所(ハローワーク朝霞) 048-463-2233 川越公共職業安定所(ハローワーク川越) 049-242-0197

■税金■

7. 退職金にかかる税金

(一時金の場合)

- ・退職所得控除が受けられ、超過分については、所得税・住民税がかかり源泉徴収されます。
- 分離課税になります。

(年金の場合)

■ 一律、7.6525% (復興税含む) が控除されます。

※詳細については最寄りの税務署又は市区町村の税務相談等でご相談願います。

8. 地方税

- ・地方税の中の住民税は退職後、特別徴収(給与より天引きして会社が納付すること) から普通徴収(市区町村から送付される納付書により個人が納付すること)となります ので、市区町村からの通知に従って納付をしてください。
- ・再就職先が決まっている場合は、特別徴収を継続することができますので担当までお 問い合わせください。
- ・前年の給与所得に対する今年度の住民税は毎年6月~翌年5月の間に納付することに なっています。
- ・1月1日から4月30日までの間に退職する場合、未徴収税額を退職月で一括徴収します。

<住民税担当> 人事課 梶野 内線 9-20-4751 外線 048-472-1114

9. 問い合わせ先

大事課 渡邉 内線 9-20-4736 外線 048-472-1121 塚田 内線 9-20-4751 外線 048-472-1114

以 上